

【小学校共同調理場校在校生】

【小学校共同調理場校在校生】

立教給第 1631 号
令和 4 年 11 月 21 日

立川市教育委員会事務局教育部
教育部長 齋藤 真志

令和 5 年度からの小学校給食について（通知）

日頃より本市の安全・安心な学校給食運営にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。
市では、現在、小学校 8 校（第一小学校から第八小学校）と中学校全 9 校を配送対象校とする新しい学校給食共同調理場の整備を進めております。これにより、2 つの共同調理場からすべての市立小・中学校の児童・生徒に給食を提供する体制が整うこととなります。

この給食提供体制の変更を受け、令和 5 年 4 月からこれまでの給食費の取扱いや食物アレルギー対応の一部が変更となります。

つきましては、本市の小学校給食の概要と必要な手続きに関する案内通知を送付いたします。

保護者の皆様におかれましては、必ず内容をご確認のうえ、必要な手続きを期限内に実施していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 同封した各種案内

- 【重要】今回の案内通知に基づく必要な手続きについて
- 立川市の学校給食（共同調理場方式）のご案内
- 「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」の改正について
- 「とことん『こだわった』共同調理場の給食」

2 問い合わせ先

立川市教育委員会事務局教育部学校給食課

住 所：〒190-0015 立川市泉町 1156 番地の 14（立川市学校給食共同調理場）

電 話：042-529-3511（直通）

メール：gakkoukyuushoku@city.tachikawa.lg.jp

本通知は、発送時点で立川市に登録されている住所情報に基づき、令和 5 年度に立川市立小・中学校の給食を喫食する可能性のある児童・生徒の保護者様に送付しています。
市外への転出や立川市立小・中学校以外に在籍あるいは進学することが決定されている方におかれましては、直接の関係のない内容となります。あらかじめご承知おきください。